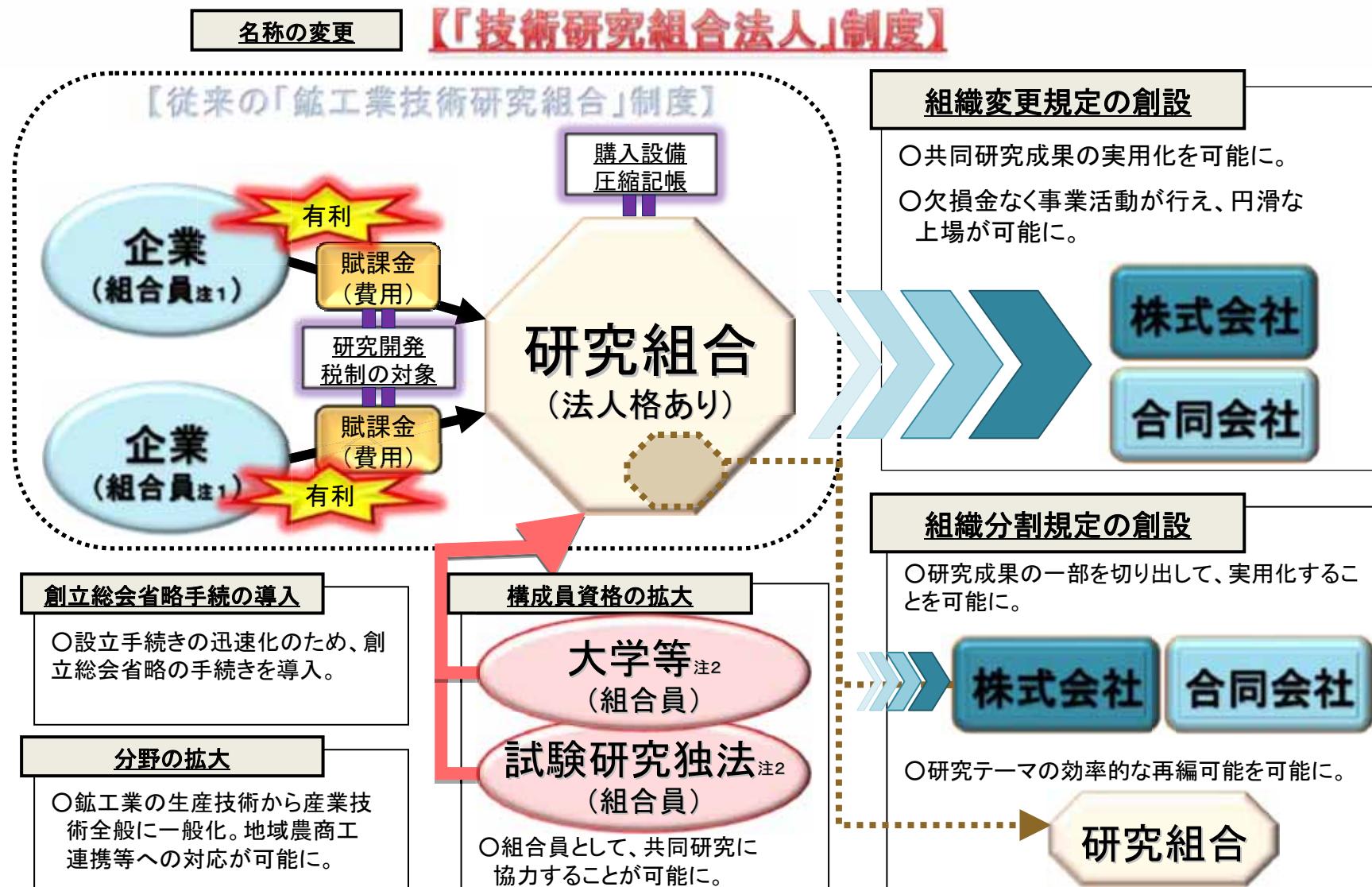


## 2-7. <参考> 鉱工業技術研究組合制度の見直しの方向性について



注1)「その者の行う事業に組合の行う試験研究の成果を直接又は間接に利用する者であつて、定款で定める者」(鉱工業技術研究組合法第6条)

注2)学校教育法第1条に規定する大学等

## 2-8. <参考> 不正競争防止法の見直しの方向性について

事業者間の公正な競争の確保の観点から、事業者が保有する営業秘密の一層の保護を図るため、営業秘密の刑事的保護について、その対象範囲の拡大等の措置を講ずる。

### 1. 近年多発する営業秘密の流出

#### ①<革新的技術の不正流出と現行法における問題点>

ある企業が約100億円の研究開発費をかけて開発した革新的な新製品の試作品が不正に持ち出され、窃盗罪として立件されたが、その際には技術情報の価値が評価されず、試作品の原材料価格である数万円の被害額の事件として取り扱われてしまった。

#### ②<従業員による機密情報の不正な持ち出し>

従業者が、当該企業が秘密管理する重要データを、無断で貸与PCに入れて持ち出していた。データ量等からすれば、第三者への開示目的が明らかであったが、外部への送信(使用・開示行為)について証拠を得ることができなかった。

#### ③<外国政府によるデュアル・ユース技術の不正取得>

従業者が、当該企業の営業秘密を、外国の元在日通商代表部員に不正に開示したが、競業目的が認められなかった。

### 2. 現行制度とその問題点について

#### <現行不正競争防止法の概要>

- 原則として、事業者の保有する営業秘密を、不正の競争の目的で、不正な手段で取得し、自ら使用したり、第三者に開示する行為を、「営業秘密侵害罪」として、懲役10年・罰金1000万円を科している。

#### <問題点>

- 盗まれた情報は、侵害者や競争相手の企業内、あるいは海外で使用・開示が行われるため、その立証は困難を極め、法律が十分な抑止を果たしていない。
- 「不正の競争の目的」が認められない限り、刑事罰の対象とはならないため、競業関係にない第三者に営業秘密を開示する行為や、単に保有者に損害を加える目的で公衆に開示する行為などが処罰できない。

(見直し)

### 3. 見直しの方向性

①企業の競争力の源泉である無形の技術・ノウハウ等の保護強化、②IT化・ネットワーク化の進展への対応、③オープン・イノベーションの促進、の3つの視点から、以下の見直しを行うものである。

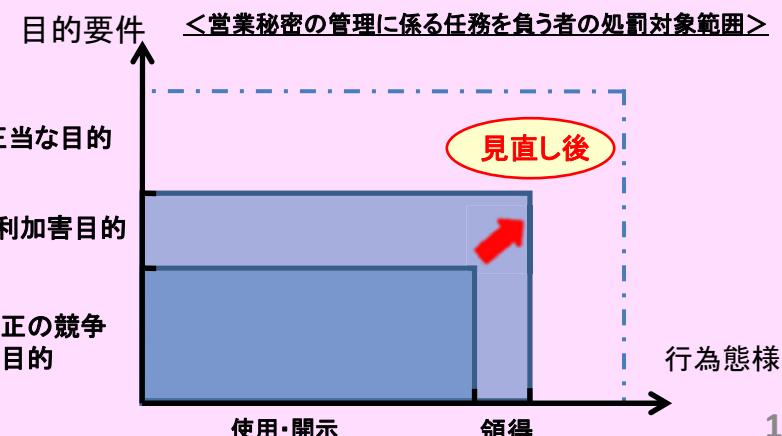
#### ●営業秘密の領得自体への刑事罰の導入

営業秘密の管理に係る任務に背いて**営業秘密を領得する行為を新たに刑事罰の対象とし、処罰の間隙をなくす。**

※「営業秘密を領得する行為」とは、コピー禁止の資料を無断でコピーしたり、持出禁止の資料を無断で外部に持ち出す行為等をいう。

#### ●営業秘密侵害罪の目的要件の変更

営業秘密侵害罪における「不正の競争の目的」を改め、営利目的や加害目的をもってなされる行為を処罰の対象に含める。



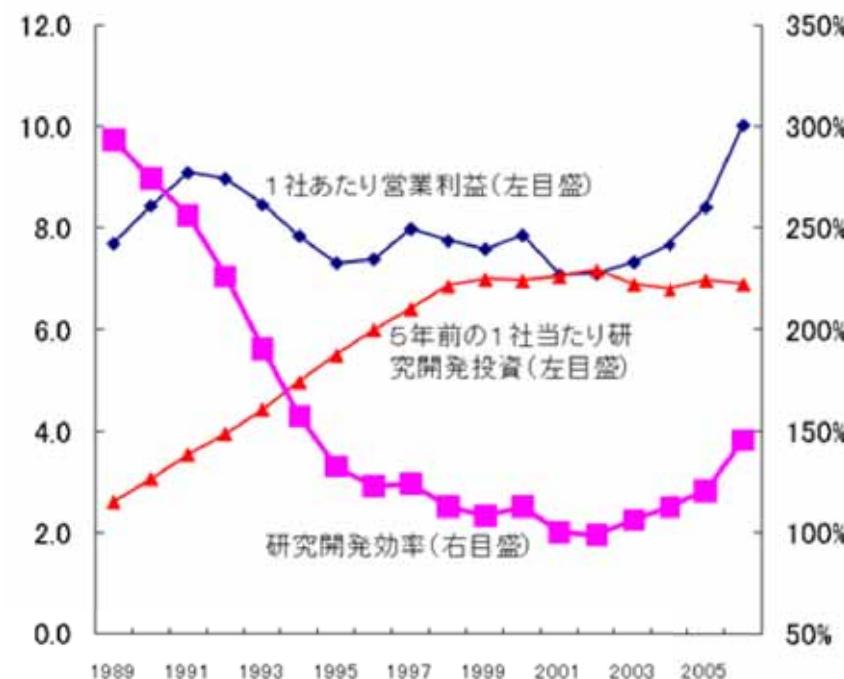
### 3. イノベーション政策の今後の方向性

### 3-1. イノベーション効率の伸び悩み

#### 研究開発投資に対する利益率の低下

我が国研究開発投資の約9割弱を占める製造業において、研究開発投資が必ずしも企業収益に結びつかない状況が発生(特にエレクトロニクス産業に顕著)。

我が国製造業の研究開発投資と利益率の推移

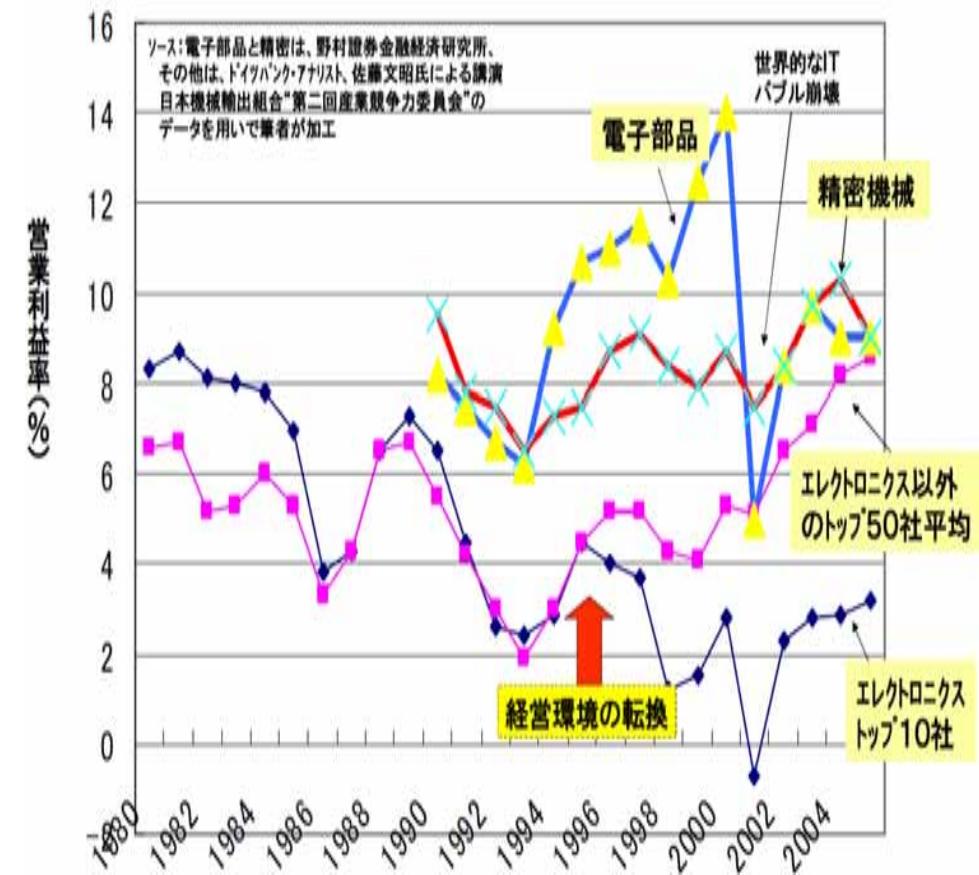


出所: 総務省科学技術研究調査報告の原データを加工

注: 製品化に対する研究開発のリードタイムを5年と仮定した上で、投入した研究費に対する営業利益の大きさを研究開発効率と定義。以下の計算式で算出。なお、名目値を用いて計算。

研究開発効率 = 当該年から数えた過去5年間の1社当たり営業利益 / 当該年の5年前から数えた過去5年間の1社当たり研究開発費

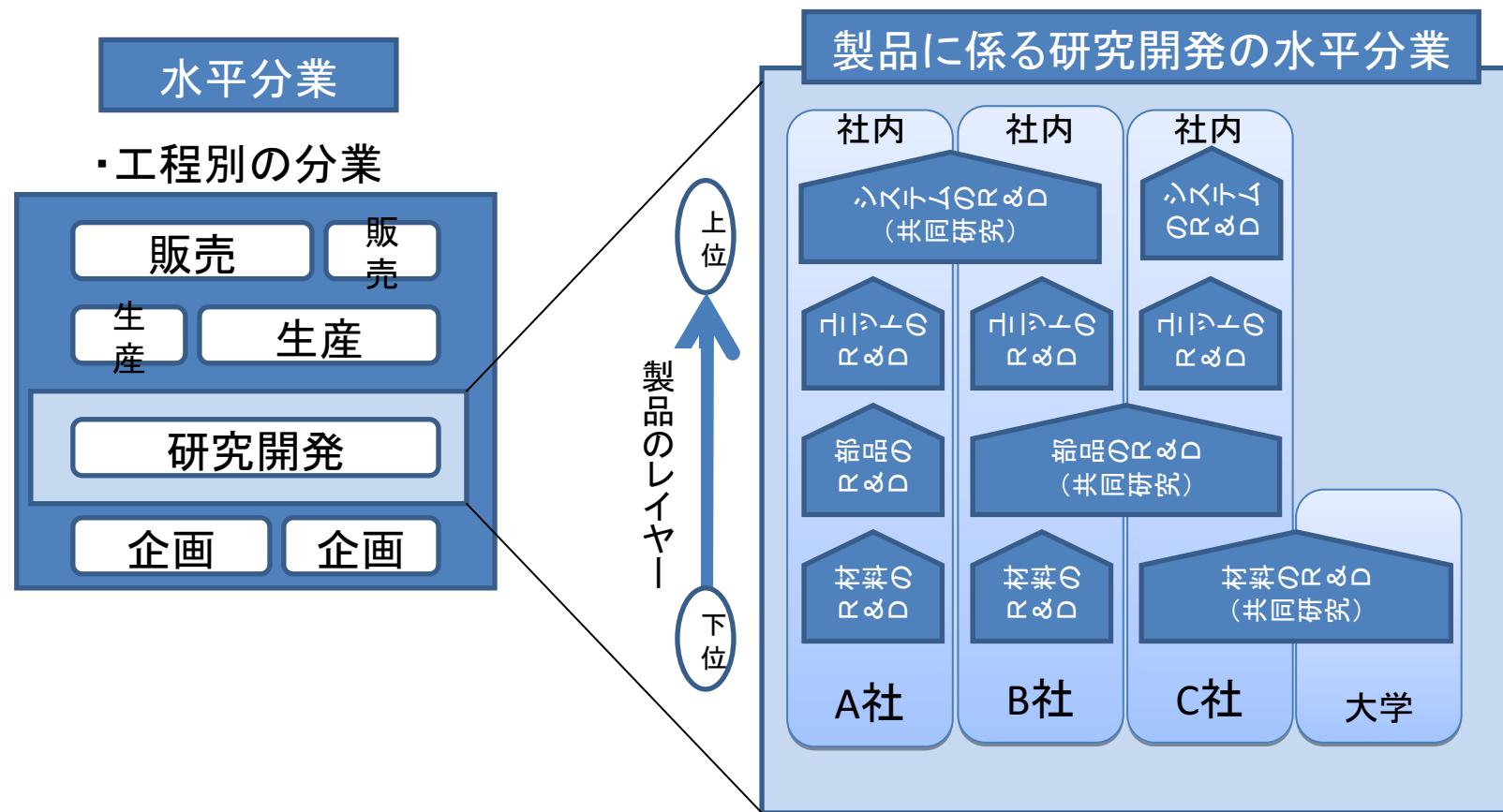
日本エレクトロニクス産業と他製造業の営業利益率推移の比較



出所: 小川紘一 MMRC Discussion Paper No.184

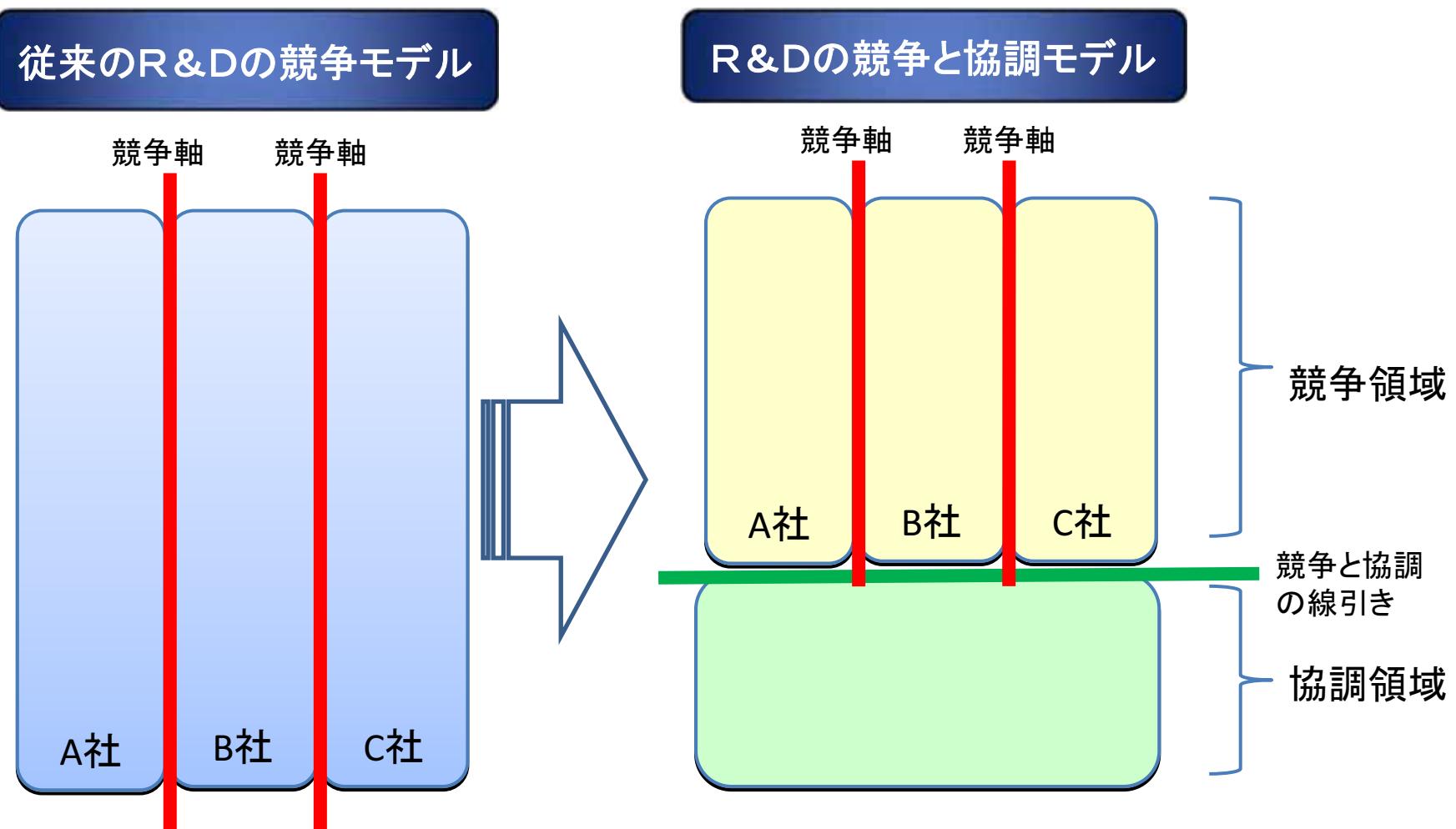
## 3－2. 研究開発工程の水平分業化

- 研究開発工程は、企業の競争力・付加価値の源泉であることから内部に閉じる傾向であったが、近年、リニア型の限界の結果、生産工程だけでなく、研究開発(R&D)工程も水平分業化の傾向。
- 1つの製品を研究開発する際に、社内の研究体制だけでなく、外部の材料メーカー、部品メーカーなど高度な専門知識を有する多様なプレーヤーとの共同研究を実施。



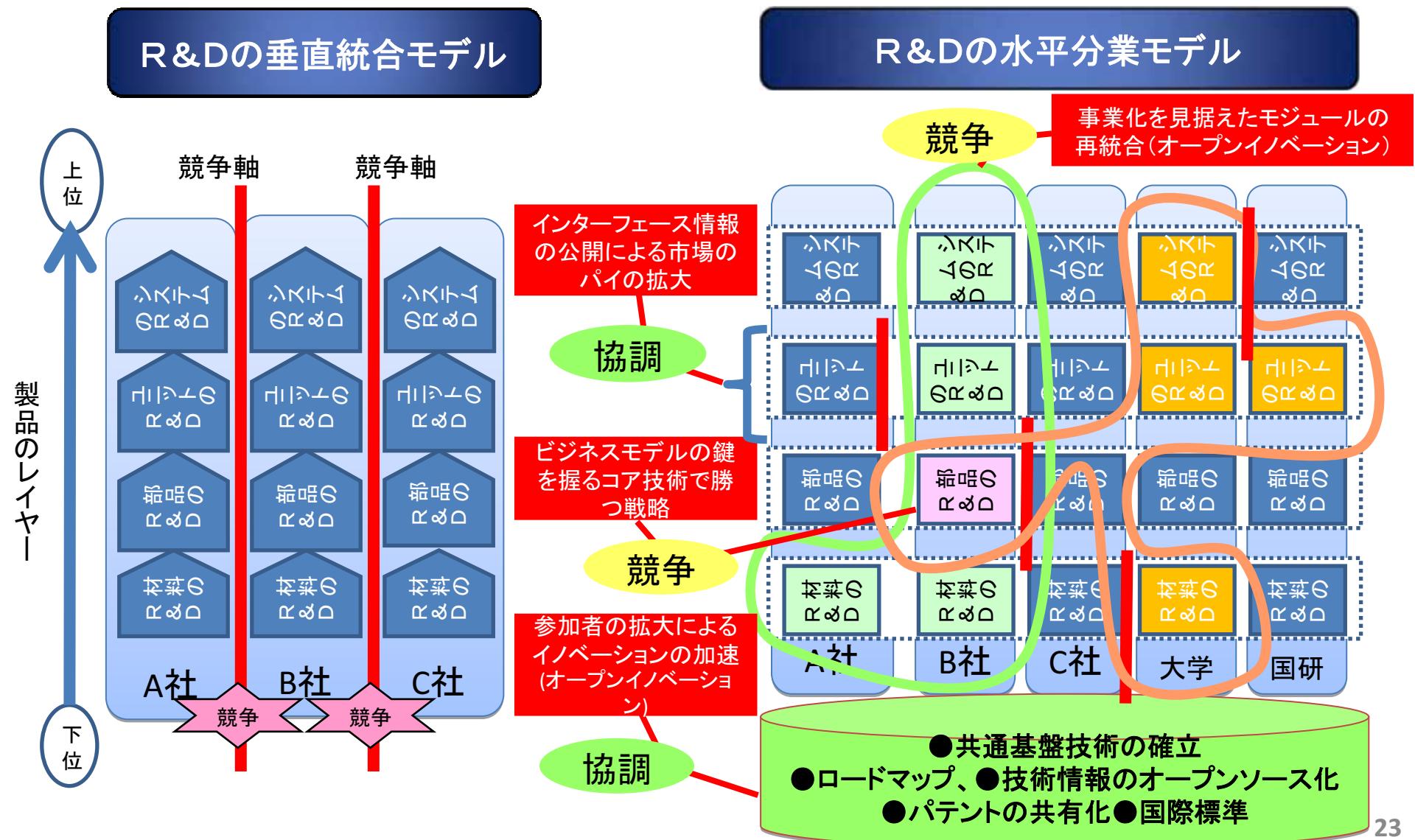
### 3-3. 競争モデルの変化<R&Dの競争軸の変化>

更に、研究開発領域に「協調」領域を設定することで、研究開発対象の高度化、研究開発範囲の拡大を実現する競争構造にシフト。



### 3-4. 競争モデルの変化への対応<競争と協調>

この競争構造に、「水平分業化」が相俟って、重層的な競争モデルへと変化。



### 3－5. 今後の方針性(検討中の観点)

次世代産業の「競争」で勝つために、イノベーションを巡る競争モデルの変化(グローバルな競争と協調)に対応した産業技術政策を再構築することが必要。

(産業構造審議会・産業技術分科会において検討中。)

#### ①戦略的な「連携・協調」と「競争」の強化

- 国際の壁(海外の知を結集できる国家プロジェクト、共同研究拠点)
- 知財の壁(知的財産の利用を円滑にする仕組み)
- 大企業と中小企業・ベンチャー連携の壁
- 「競争」と「協調」を加速する産業技術政策の在り方

#### ②出口とすべき戦略的次世代産業の絞り込みと具体的戦略

- 次世代産業の具体的候補の例
- 具体的候補分野において、出口を見据えた上で、競争と協調の技術戦略の実践方法
- 次世代産業創造による、中堅中小企業(裾野産業)の牽引
- プロジェクトの出口設定や評価の在り方(技術的スペックよりも、出口(課題解決)をゴールとして設定し、評価するなど)
- 社会実現を加速する新政策手法(実証型等)の導入促進
- 上記実現のための政府全体の政策推進体制の在り方

#### ③出口に向けた活動を支えるプレイヤー:「機関(大学・研究独法)」「人材」

- 次世代産業創造において、大学や研究独法が果たす役割の強化
- イノベーション促進に資する人材育成の強化